（認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表）

第二十六条　認定個人情報保護団体は、法第五十三条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（第三者提供の事前の届出に関する特例）

第二条　法第二十三条第二項の規定による届出は、第七条第二項の規定にかかわらず、同項第一号の規定により個人情報保護委員会が定めるまでの間は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2　代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第三条　第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第四条　法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第五条　第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（改正法附則第二条の規定による通知の方法）

第六条　第七条第一項の規定（通知に関する部分に限る。）は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

（改正法附則第二条の規定による届出の方法）

第七条　改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2　個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

別記様式第一（第七条第二項、附則第二条第一項及び附則第七条第一項関係）

届出日	年　月　日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第23条第2項・第23条第3項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第2条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

個人情報保護委員会　殿

届出者の氏名又は名称　印
住所又は居所

1．届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1．新規　2．変更（元の届出番号：　）	
個人又は法人等の別	1．個人　2．法人等	
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）	
法人番号（13桁）		
届出者の住所又は居所	都道府県　市区町村	
代表者の氏名（届出者が法人等の場合に限る。）	（フリガナ） 電話　（　）	
事務連絡者の氏名（代表者と同じ場合には記載は省略可）	（フリガナ） 電話　（　） E-mail	